



中津市監査委員告示第 8 号

令和2年2月18日付け中監第689号で提出した財政援助団体等監査の報告に対し、中津市長から、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により別紙のとおり公表する。

令和2年3月27日

中津市監査委員 永松末利

中津市監査委員 林 秀 明

措置状況報告書

監査の名称：令和元年度 財政援助団体等監査

課 名：総合政策課まちづくり推進室

指摘事項	措置内容又は措置方針等	備考
<p>[実施団体名] 南部まちなみ交流館運営協議会</p> <p>[指定管理施設名] 南部まちなみ交流館</p> <p>[所管部局・課] 企画観光部総合政策課まちづくり推進室</p> <p>I. 団体に対する事項 (指摘事項)</p> <p>①条例施行規則に定められている施設利用者の使用許可について、指定管理者は使用申請書を受領しているだけで、使用許可書を交付していなかった。 条例施行規則に基づく、使用許可書の交付を求める。</p> <p>②出入金の会計処理について、会計担当者だけの判断で出入金が行われているように見受けられ、チェック体制が不十分である。 出入金の伝票を作成し、会計処理のチェック体制の強化の確立を求める。</p> <p>II. 所管課に対する事項</p> <p>①条例施行規則に定められている施設利用者の使用許可について、指定管理者は使用申請書を受領しているだけで、使用許可書を交付していなかった。 条例施行規則に基づく、使用許可書の交付事務について、指導の徹底を求める。</p> <p>②有料の場合の使用許可について、指定管理者が使用許可書を交付せず、所管課が許可書を交付していた。 使用料については、許可書交付の際に使用料を徴収しなければならないため、指定管理者が使用許可書の交付時に使用料を受領し、指定管理者から市に納付するなど、収入事務の改善を求める。</p>	<p>①ご指摘のとおりです。これまでは、口頭にて使用許可を行なっていました。 今後は、申請者に条例施行規則に基づいた使用許可書の交付を行い、適確な事務処理に努めます。</p> <p>②ご指摘のとおりです。 今後は、会長及び会計担当者の相互で支出伝票や出納簿を確認及び管理し、適正な会計処理を行ってまいります。</p> <p>①指定管理者に使用許可書の交付事務についての指導を行いました。 今後は、条例等に基づく適確な事務の徹底に努めます。</p> <p>②ご指摘のとおりです。誤って所管課が使用許可書を交付していました。 今後は、条例施行規則に基づき、指定管理者が許可書を交付するよう指導しました。 使用料については、指定管理者が納付書を渡し、納付確認後、納付日で使用許可書を交付します。</p>	

③基本協定書に施設の修繕については、市が実施するものとされているが、指定管理の収支報告書に修繕費193,933円（2件）が計上されていた。

なおかつ、そのうち1件は、当該施設外の別館の壁・屋根の修繕156,060円である。別館については、基本協定書や仕様書にも記載されていない。

指定管理者と協議のうえでの施工ではあったが、基本協定書上では定められていないことから、基本協定書を変更し、実施させるべきであったと考える。

④平成30年度は、市内の高校生によるイベント開催などがあったが、今後も、大学生の合宿誘致や交流イベントの開催等による利用者のさらなる増加を図るよう求める。

⑤「城下町の風情をもったまちづくり」を推進し、中津市歴史博物館などの近隣施設と連携した観光回遊ルートの活用により、城下町なかつのおもてなし拠点として誘客を図るよう求める。

③基本協定書により、施設修繕については、原則市が実施してきましたが、今回の2件の修繕費支出については、防犯上及び台風等による影響も懸念されたため、緊急対応の必要のなか指定管理者と協議を重ね、市の予算の支出を踏まえ、指定管理者に修繕を実施して頂きました。

当該施設外の別館の修繕についても、「地域のまちづくり活動の一助に」という趣旨で市に寄付された施設であるため、交流館と同様の拠点施設として実施して頂きました。ご指摘のとおり、別館の修繕については、市の予算で行うものであり、適正な支出ではありませんでした。

今回の指摘を踏まえて、施設修繕については、次年度より基本協定の変更等を行い、指定管理者と協議の上での実施で行っていきます。

④近年は、大学との連携によるフィールドワークの場としての活用も行われております。今後も、指定管理者と連携し、利用促進につながるイベント等の開催に努めます。

⑤中津市歴史博物館、新中津市学校等観光回遊ルートの魅力が増したことから周辺施設と連携し、おもてなし拠点施設として、一層の誘客に努めます。

措置状況報告書

監査の名称：令和元年度 財政援助団体等監査

課 名：情報管理課

指摘事項	措置内容又は措置方針等	備考
<p>[実施団体名] なかつ情報通信開発センター株式会社</p> <p>[指定管理施設名] なかつ情報プラザ</p> <p>[所管部局・課] 企画観光部情報管理課</p> <p>I. 団体に対する事項 (指摘事項)</p> <p>①平成30年度事業報告書の収支報告書の記載について、提出された証拠書類と照合した結果、収入及び支出の決算額に集計誤りがあった。 消耗品費の購入において、個人の購入履歴だけで、領収書がなく、正しく保管されていない。 また、燃料費や厚生費の支出において、指定管理の業務に該当しない経費が含まれていた。 本社の業務と指定管理業務を区別した会計帳票や証拠書類の保管を求める。また、集計誤りの訂正や、指定管理の業務に該当しない経費を除き、適正な決算額での収支報告書の提出を求める。</p> <p>②基本協定書に、指定管理者の業務に固有の銀行等の口座を活用し、適切な運用を図ると定められているが、固有の銀行口座を活用していない。 指定管理業務固有の銀行口座の活用を求める。</p> <p>③センター職員の3名の給与等は賃金台帳で確認できるが、他の4名の給与等の金額の根拠となる資料が提示されなかった。 早急に業務実績に見合った事務量を計算し、給与等の金額の根拠資料の再提出を求める。</p>	<p>①ご指摘のとおり、明確に会計を指定管理分とその他で区別していないことにより、指定管理業務以外の経費が含まれておりました。 改めて、ご指摘の収入及び支出の決算を是正し、収支報告書を再提出しました。今後は、本社の業務と指定管理業務を区別した会計帳票や証拠書類の保管を行い、適正な会計処理及び実績報告を行ってまいります。</p> <p>②ご指摘のとおり、基本協定書どおりの取扱いができなかったため、令和2年3月1日より、指定管理者の業務に固有の銀行口座を活用し、適切な運用を図ってまいります。</p> <p>③ご指摘のとおり、認識の誤りにより積算の根拠となるような、資料が提出できませんでした。 給与等の根拠資料について、4名の賃金台帳と職員ごとの業務実績を提出いたしました。 また、収支報告書中の人件費に誤りがありましたので訂正し、再提出をいたしました。 今後は、人件費の内訳が確認できる賃金台帳等の資料を添付し、適切な事業報告に努めます。</p>	

④基本協定書に自主事業については、事業計画書を提出し事前に市長の承諾を受けなくてはならないと定められているが、文書による承諾を受けていない。自主事業について、早急に所管課から承認を受けるよう求める。

また、平成30年度は予算に計上していただけで、自主事業を行っていない。利用者を増やすためにも、自主事業の推進に取り組むよう求める。

II. 所管課に対する事項

(指摘事項)

①利用料金については、条例及び基本協定書において、あらかじめ市長の承諾を受けて、指定管理者が定めることになっているが、当初から文書による承認をしないまま業務を行わせていた。

また、今年度、消費税増税に伴う利用料金の改定の際、利用料金の承認申請を受領していたが、承認の手続きができていなかった。

指定管理者へ早急に利用料金の承認を行うことを求める。

②自主事業については、基本協定書において、事業計画書を提出し事前に市長の承諾を受けなくてはならないと定められているが、当初から文書による承諾をしないまま業務を行っていた。

指定管理者から早急に自主事業の承認申請を提出させ、承認を行うことを求める。

③仕様書にて、指定管理者は公益上その他の特別な理由がある場合に限り減免できると定められているが、指定管理者が行った平成30年度の利用料の減免は、大分県の職業訓練事業の委託を受けた法人が実施に伴う会議室の利用で、公益性はなく減免対象とは考えにくい。

指定管理者に対し、利用料金の減免手続きについての適切な実施指導を求める。

④自主事業について、文書により事業計画書を提出し承諾を受けました。今後は事前に承認を受けるように致します。

また、来年度以降は、有料のプログラミング講座や受講生の要望に合わせたオーダーメイドの講座などなどの自主事業の推進に取り組んでまいります。

①当初の利用料金の承認及び消費税増税に伴う利用料金の改定の承認について、事務を怠っていました。

令和2年2月18日、消費税増税に伴う利用料金の改定の承認の手続きを行いました。今後は適切な事務処理に努めます。

②当初の自主事業の承諾について、事務を怠っていました。

令和2年2月18日、事業計画書を提出させ、文書による承諾を行いました。今後は事前の提出を求め、適切な事務処理に努めます。

③ご指摘のとおり、当該法人については、公益性はなく減免対象とはなりません。

指定管理者に対し、減免事由の判断基準を明確化し、利用料金の減免手続きについて、適切な実施を行うよう指導いたしました。

④消耗品費の購入において、個人の購入履歴だけで、領収書がなく、正しく保管されていない。

また、燃料費や厚生費の支出において、指定管理の業務に該当しない経費が含まれていた。

本社の業務と指定管理業務を区別した会計帳票や証拠書類の保管や指定管理業務固有の銀行口座の活用を指導し、適正な収支決算額の把握を求める。

⑤今回の監査では、提出された事業報告書の収支決算額に誤りが多く見受けられ、所管課の確認が充分でないことが明らかになった。

指定管理者制度のさらなる効率的・効果的な運営のためにも、所管課は定期的に指定管理者と協議の場を設け、収支決算内容の正確性の検証、実地訪問による管理運営状況の確認、利用者増加や利用者満足度の上昇を図り、細部にわたり指導、監督を徹底することを求める。

④今後は、本社の業務と指定管理業務を区別した会計帳票や証拠書類の保管を行い、適正な会計処理を行うよう指導しました。

今後は、事業報告書について、報告内容を十分精査し適正な収支決算額の把握に努めます。

⑤ご指摘のとおり、指定管理者の指導や監督が充分ではありませんでした。

今後は、1月に1回以上、月次報告書をもとに指定管理者と協議の場を設け、収支内容の正確性の検証や運営状況の確認、また、利用者の動向や、満足度の調査の検証等を行い、細部にわたり指導、監督を行ってまいります。